

平成 24 年度「練馬区安全・安心協議会」について

1 協議会の位置づけ

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」第 15 条に基づく練馬区長の附属機関

2 協議会の役割

- ① 安全安心まちづくりに関する計画の策定
- ② 安全安心まちづくりに係る具体的施策の検討
- ③ 安全安心まちづくりに関する情報交換・意見交換 など

3 協議会の構成

(1) 協議会委員	50 名	内訳)	公募委員	14 名
			関係団体代表者	26 名
			関係行政機関	9 名
			区職員	1 名

(2) 会長・副会長 会長 1 名・副会長 2 名

(3) 事務局 危機管理室安全・安心担当課

4 協議会の運営

協議会は、区長の諮問に応じて開催する。開催頻度はおおむね年 2 回程度とする。

5 委員報酬について

(1) 報酬額

7,700 円（源泉所得税控除後の金額 6,700 円）

(2) 支払方法

協議会終了後、協議会出席者の各委員指定の金融機関口座に口座振込の方法にて支払いを行う。

6 その他

- ・ 協議会の議事は公開とし、会議に支障のない範囲で傍聴可能とする。
- ・ 協議会への提出資料および会議の要点記録は、原則として「練馬区安全・安心ホームページ」に登載する。